



福祉社

「高齢者向け福祉サービスのご案内」

■見守りを必要とする方へ（おおむね65歳以上の方）

①緊急通報システムの貸与

高齢者のみの世帯を対象に、緊急ボタンを押すことで消防署へ通報できる「緊急通報システム」を貸与します。利用には固定電話回線（アナログ推奨）、原則2人以上の協力が必須です。※費用は約3年に1回、電池代5千円（税別）がかかります。※65歳未満で重度身体障がい者のみの世帯の方は、障がい福祉課でも相談可能

②ふれあいコール

ひとり暮らしなどで日常の安否が気遣われる高齢者に、相談員が定期的に電話をかけます

③救急医療情報キットの配布

かかりつけ医療機関や持病、緊急連絡先などの情報を保管する筒やシールなどのセットを配布しています

④愛の一声運動

安否確認が必要と認められる方を対象に、乳酸菌飲料販売会社の協力を得て販売員が声を掛けながら乳酸菌飲料を届けます

⑤在宅高齢者給食サービス

心身状況や生活環境などにより食事の準備が困難な高齢者のひとり暮らしまたは

夫婦世帯の自宅へ夕食を届けます（月々土曜日）

⑥日常生活用具の給付

ひとり暮らしの高齢者で、身体・精神上の理由により防火などの配慮が必要な方へ電磁調理器などを給付します。※世帯の所得額に応じて費用負担あり

■70歳以上の方へ

⑦高齢者優待乗車証の交付

1乗車100円で道南バスの市内路線バス（一部郊外路線の市内区間を含む）を利用できる優待乗車証を交付します。利用回数の多い方に期間内乗り放題になるフリーパス（1カ月分2千円から）も販売しています

■ご家族の方へ

⑧在宅寝たきり高齢者等訪問理美容サービス助成

在宅で常時寝たきりや認知症状のある方を対象に、訪問料金・カット料金のうち2千円分を助成する券を交付（年間4枚を上限）します

⑨紙おむつの給付

常時寝たきりや認知症状により紙おむつが必要な方に、紙おむつと尿取りパッドを給付します。※原則1割自己負担（上限あり）

⑩寝具クリーニング

年2回を限度に、在宅で寝たきり状態の方の寝具をクリーニングできる助成券を交付します。※原則1割自己負担

☎①②③⑥⑦⑧総合福祉課 ☎(32)6345
☎④⑤社会福祉協議会 ☎(32)7111

☎北海道総合通信局 ☎011(737)0099 市市民生活課 ☎(32)6303
☎(32)6340

「後期高齢者医療制度のお知らせ」

①後期高齢者医療保険料について
■7・75割軽減が廃止となります

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円（かつ、被保険者全員が所得0円） ※年金収入のみの場合、受給額80万円以下	7割軽減
33万円	7.75割軽減

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
43万円+10万円×（給与所得者等の数-1）	7割軽減

■均等割の軽減範囲が変わります

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円+（28万5千円×世帯の被保険者数）	5割軽減
33万円+（52万円×世帯の被保険者数）	2割軽減

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
43万円+（28万5千円×世帯の被保険者数）+10万円×（給与所得者等の数-1）	5割軽減
43万円+（52万円×世帯の被保険者数）+10万円×（給与所得者等の数-1）	2割軽減

②後期高齢者医療保険料の納入通知書を郵送します

6月中旬に令和3年度の納入通知書を郵送しますので、期限内に納めてください
③「被保険者証と減額認定証・限度額認

広告